

いなべ市インターンシップに関する覚書

いなべ市インターンシップによる学生等の実習に関し、いなべ市(以下「甲」という。)と
_____ (以下「乙」という。)は次のとおり覚書を締結する。

(実習生の派遣及び受入れ)

第1条 乙は別紙に定める学生等(以下「実習生」という。)を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

(実習生の身分)

第2条 実習生は、乙の学生の身分を有したまま実習を行うものとし、甲の職員としての身分は有しない。

(実習期間等)

第3条 各実習生の実習期間は別に定める。

2 実習期間における1日の実習時間は、原則として午前9時00分から午後5時00分までとする。

(実習カリキュラム等)

第4条 実習のカリキュラム並びに甲における実習担当者の氏名及び職名は別に定める。

(法令等の遵守)

第5条 乙は、実習生に対し、実習期間中、甲の職員と同様に法令(甲の条例及び規則等を含む)及びいなべ市インターンシップ実施要領を遵守させるとともに、実習のカリキュラムの遂行に当たっては、甲の実習担当者の指揮、監督、助言等に従うよう指導するものとする。

2 乙は実習生に対し、実習を通じて知り得た秘密を実習期間中に限らず実習終了後においても一切漏らさないよう指導、徹底するものとする。

(賃金等)

第6条 甲は実習生に対して、賃金、旅費その他の費用を支給しない。

(災害補償等)

第7条 甲は実習生の実習期間中における災害又は実習生の自宅と実習先との往復途上での災害に対して、一切の責任を負わないものとする。

(実習の実施状況の把握)

第8条 乙は、必要があるときは、実習生の実習状況について甲に照会することができるものとする。

(報告等)

第9条 乙は実習生に関する身分、その他重要な事項について変動があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(実習の中止)

第10条 甲は、専ら甲に起因する事由により、この実習を中止にしようとするときは、乙及び実習生の同意を得ることはもとより、あらかじめ5日以上のお猶予期間をもって乙に当該実習の中止を申し入れするものとする。この場合において、甲は、当該実習の残余期間を考慮しつつ、乙との協議の上、適切な善後処理策を講ずることとする。

2 甲は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの実習を中止することができる。

(1) 第5条の規定に違反したとき

(2) 故意又は過失により、甲の社会的信用を失墜させ、又は、甲に損害を与えたとき

(3) 正当な理由がなく、実習に参加しないとき

3 前項の規定により、乙又は実習生が損害を被ることがあっても、乙又は実習生はその損害を甲に請求することができない。

(賠償請求)

第11条 乙は実習生が実習の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、実習生と連携してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りではない。

(有効期間)

第12条 この覚書の有効期間は覚書締結の日から実習期間満了の日までとする。

(その他)

第13条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 三重県いなべ市北勢町阿下喜 31 番地
いなべ市
いなべ市長 日沖 靖

(乙) 住所

名称